

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」の周知について
計2枚（本紙を除く）

Vol.783

令和2年3月10日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3975、3971、3979、3949)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和2年3月10日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当 主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」の周知について

日頃より厚生労働行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症について、国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部）がまとめられ、本日公表されました。

介護関連の記載について、別添の通り抜粋しております。なお、関連事業の詳細については、都道府県等の担当課へ別途周知しているところですが、都道府県等におかれましては、内容を御了知の上、関連事業のご活用をご検討頂きますようお願いいたします。

<参考>

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-(概要)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kinkyutaiou2_gaiyou_corona.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-(本文)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kinkyutaiou2_corona.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の規模

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kinkyutaiou2_kibo_corona.pdf

(別添)

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)(抜粋)

2. 緊急対応策

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○ 感染拡大防止策

(略)

さらに、乳幼児や、重症化リスクが高いと考えられる高齢者、障害者についても、十分な感染拡大防止策を講ずる必要がある。介護施設や障害者施設、保育所等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助(補助率:介護施設2/3等)する。

○ 需給両面からの総合的なマスク対策

(略)

供給面では、医療現場をはじめ、特に感染拡大防止の観点から必要な場所へのマスク供給を抜本的に強化する。

まず、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布する。

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○ 保護者の休暇取得支援等

(略) 保育士、介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整等を行う都道府県を支援する。

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

(略) ケアマネジャー等の資格更新のための研修については、都道府県の判断により、研修の延期、中止をした場合には、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする。

(問い合わせ先)

(１) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

＜感染拡大防止策に関するお問い合わせ＞

○老健局高齢者支援課

Tel:03-5253-1111 (内線：3927、3928)

＜需給両面からの総合的なマスク対策に関するお問い合わせ＞

○老健局高齢者支援課

Tel:03-5253-1111 (内線：3929、3971)

(２) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

＜保護者の休暇取得支援等に関するお問い合わせ＞

○社会・援護局福祉基盤課

Tel:03-5253-1111 (内線：2864)

(４) 事態の変化に即応した緊急措置等

＜行政手続、公共調達等に係る臨時措置等に関するお問い合わせ＞

○老健局振興課

Tel:03-5253-1111 (内線：3937、3979)